

内村鑑三とアイヌ政策・近代日本のなかで
 七等属の伺い 旧土人らに、鮭漁許可 今日の民情 組合 禁漁場
 組合で取り締まり あるいは他日の参考に
 内村鑑三 開拓使官有物払い下げ事件 明治十四年の政変 藩閥専制・自由民権
 1882年・内村鑑三の手紙

(明治十六年六月二十三日 重松卓爾七等属伺い)
 千歳川鮭漁開業の義、勇払郡役所へ照会按伺

千歳川は、従前、禁漁場を画し、その他は、鮭漁相営みさうろう処、魚苗減耗の憂いあるにより、旧開拓使の時、すべて禁漁場となりしより、該沿川住居の旧土人ら食料に供する鮭漁に苦しみさうろう趣にあり聞きさうろうに付き、すなわち該魚産卵の景境調査に及びさうろう處、産卵のもつとも多き所を禁漁場となし、厳に取締を置き、その余は、鮭漁許可ありさうろう方、かえつて魚苗蕃息し、今日の民情にあい適すべくと、存じられさうろう条、別紙事項にならば、組合を組織し、出願いたしさうらわば、許可ありなるべきはずにこれあり、もつとも別紙事項書の要点は、第一魚種、蕃息保護の点にこれありさうろうあいだ、右お含み、尚該項の廉々、實際施行の当否、御調査の上、千歳郡民より漁業願い出さうろう様、お取り計りあいなりたく、上局の命によつて、この段、申し達しさうろう也

十六年六月(二十三日)

農務係

勇払郡役所御中

一、千歳川鮭漁は、千歳郡民、漁業組合を組織し、特に旧土人のごとき、鮭を第一の食料となす者は、これに組み入れ、左の事項を遵守するものに限り開業せしむべし(略)

一、千歳村、字「イザン」より上流を禁漁場とす、鮭産卵中は、組合に番人を設け、厳に密漁の取締をなさしむべし

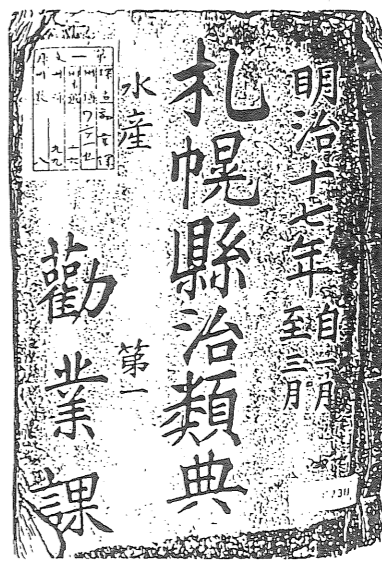
(以下、箇条書き略)

(六月二十六日、却下の下命、略)

支川において、旧土人、食料の鮭鱒漁業伺い

当県管下、旧土人は、水草便宜の地を選び、居住し、もつぱら鮭鱒の類を漁獲し、食料に供するの習慣なりしが、過ぐる明治十一年十二月、旧開拓使乙第三十号布達をもつて、支川の鮭鱒漁を禁ぜられしより、往々その食料に欠乏し、苦情少なからずさうらえども、該布達は、もとより魚種蕃息保護上より出たるものに付き、その食料は、土地を開き、耕作物をもつて供用すべき旨、懇篤、説諭さうらえども、従来の習慣、一朝に改めがたく、或いは、密漁をなし、罪戾にかかるものもこれあり、不都合の次第にさうらえども、右は、畢竟、食料に究するの余り、密漁をなすものにてその情状憫然の至りにこれあり、よつて右らの者に限り、実際とくと取り調べ、魚苗蕃息上、障碍なき場合を区画し、該漁を為さしめ、その区域外の禁漁場は、厳に取り締まりいたしさうらば、旧土人は、食料を得るの特典に浴し、禁場取り締まりむきは、かえつて行き届き申すべくさうらあいだ、本県下の義は、従来、支川の鮭鱒を得て、食料となしさうらう旧土人に限り、その管庁の許可を得、該漁を為すは、この限りにあらざる旨、該布達中へ但し書き追加ありさうらう様、仕りたく、この段あい伺いさうらう也

(欄外)「この按は、ただ意のある所を認めしまでに、詮なきものなれども、或いは、他日参考の一端なるあらを量り、故紙に付せず、綴り込をく」



第三
 之論、其從來、習慣一朝、改ノ難、或ハ密漁ヲ為シ罪戾ニ罹ルニ至リ有之不都合ノ次第ニ改メ共右ノ畢竟ハ良料ニ充テルニ餘リ密漁ヲ為スニシテ其情状憫然ト至ラ右之由ト右等ノ者ニ限り寛降空ト取調魚苗蕃息上障礙ナキ場所ヲ区画シ禁漁場ヲ設ケ採捕致シ決メ旧土人ハ食料ヲ得ルヲ持メニ浴シ禁場取締向

反行有之申候本下ノ旨ハ
 従来支川、鮭鱒ヲ得ルハ旧土人、限り其愛護ノ旨ハ
 本布達中へ但し書き追加相成候様
 仕りたく、あい伺ひ也

216 内村鑑三 1861-1930(万延2.2.13-昭和5.3.28) キリスト教伝道者。無教会主義を唱道。江戸生れ。父宜之は高崎藩士。1877年札幌農学校入学。翌年、宮部金吾・新渡戸稲造らと米国メソジスト監督教会のM.C.ハリスより受洗。81年卒業後、開拓使・農商務省勤務。84年渡米し、アマースト大学在学中、総長シーラーの影響で贖罪の回心を経験。88年帰国。90年第一高等中学校嘱託教員になったが、91年(*内村鑑三)不敬事件で辞職。京都などに住み執筆活動、93年に井上哲次郎と(*教育と宗教の衝突論争)。97年「万朝報」英文欄主筆。98年退職し「東京独立雑誌」創刊。1900年廃刊後、9月より月刊誌「聖書之研究」を創刊(没年まで継続)、01年雑誌「無教会」刊行。自宅で聖書講義を開始、「万朝報」客員に復帰。足尾鋳毒区対運動に取組み、黒岩涙香・幸徳秋水らと理想団を結成、社会改良に志す。日露戦争が起きると*非戦論を貫き、主戦論の社と対立して辞職。以後、キリスト再臨待望運動、自宅での聖書研究会など、伝道・著述活動に専念。聖書にのみ基づく福音を徹底した(無教会主義)を唱え、信仰と天皇制国家に対する鋭い緊張をはらんだ(二つのJ) JesusとJapanを愛した。門下から塚本虎二・藤井武・石原兵永・*矢内原忠雄・三谷隆正・*南原繁らが輩出、志賀直哉ら文学者にも影響を及ぼした。著「基督信徒の慰」「求安録」「代表的日本人」ほか。[全集・40巻・1980-84]

6月15日 宮部金吾殿行 東京下谷徒士町 (封書)
 札幌 内村鑑三

鈴木俊郎著
 内村鑑三伝
 米田留學まで
 岩波書店刊

14 明治14年の政変 参議*大隈重信とその勢力を政府内部から追放した政変。1881(明治14)自由民権運動が高揚するなか、政府内部では国会開設をめぐって伊藤博文らと大隈が対立。7月伊藤・岩倉具視・井上毅らは大隈意見書のイギリス流憲法構想に強く反発し、ロシア流憲法の導入を画策。折から北海道*開拓使官有物払い下げ事件が起き、民権派の政府攻撃がいよいよ高まるなか、10.11伊藤らは大隈の参議罷免を決定するとともに、90年を期して国会を開設するとの勅諭を出し、官有物払い下げを中止、世論の鎮静化をはかった。これにより薩長藩閥政府が確立し、ロシア流の国家路線が確定した。

16 開拓使官有物払い下げ事件 開拓使官有物の払い下げをめぐる政治的事件。*明治14年の政変の契機となる。約2000万円の巨費を投じた開拓使10年計画の満期を目前にした1881年5月、開拓事業の継承を意図した*黒田清隆長官は、部下の開拓使官吏らに開拓使官有物の総額38万余円での払い下げを出願させた。その許可を得るや、北海社を設立して事業にあたらうとし、同郷の*五代友厚の開西貿易社との提携も計画された。これが新聞で報じられるや反対運動が起り、民権運動と結びついて高揚。その結果、政府は同年10.11払い下げ中止を決定した。

396 黒田清隆 1840-1900(天保11.10.16-明治33.8.23) 政治家。鹿児島県生れ。倒幕運動に参加し戊辰戦争で軍功をたてる。70年開拓次官、75年参議兼開拓長官となり、北海道の開拓・経営に当たった。76年江華島事件に関し特命全権弁理大臣として渡朝、*日朝修好条規を締結。81年*開拓使官有物払い下げ事件で世論の批判を浴び、82年開拓長官を辞任した。しばらく閑職にあったが、大久保利通亡き後の薩摩閥のリーダーとして88年内閣総理大臣に就任し、89年大日本帝國憲法発布に際し地方長官に*超然主義を演説。同年条約改正の失敗で辞職後は元老として遇され、逓信相・枢密院議長を務めた。

我が現在ノ役所ノ立場ハ厭ハシク、重苦シク、不満足ニシテ、腐敗セリ、我ニハ現在殆ド為ス可キ事ナシ、我々ノ上役達ハ学問ノ効用ヲ知ラズ、彼等ハ舌ト筆ヲ器用ニ使ヒ得ル人間ガ役ニ立ツト考フルナリ、我々(札幌県)ノ基督信徒人間ハ(県)ノ横暴ニシテ我儘ナル政道ノ大ナル邪魔物ナリ、純粹ナル良心、真実ト正直ヲ求ムル高キ向上心ヲ有スル人間ハ(札幌)ニ堪フル能ハズ、我ヲ狂人カ新奇ト変化ヲ好ム者ト考フル勿レ、我ハ後日事実ヲ汝ニ語り得レバナリ、我ハ我が将来ニ就テ考フル為メ今秋ハ東京ニ行カネバナラヌ、——正直ナル科学ヲ学バント欲スル乎? 札幌県ヲ去レ! 基督教ヲ宣ベ伝ヘント欲スル乎? 官界ヲ去レ! 三十円ハ何モシナイ役人ニハ多過ギル、

北海道毎日新聞

○舊土人総会 十勝外四郡各村三百十戸の舊土人は去月十八日総会を開き舊來土人取締上の悪弊を一洗し今後の取扱方及び施政の改良法に就て請願書を其筋に差出さんため大津藏之助氏を代人に撰舉せしに全氏も心能く承諾し推原郡長へ願意を述べ廿二日一篇の願書を差出せり

「北海道毎日新聞」1892(明治25)2月6日付

札幌学院大学 人文学会紀要 第48号

〔論文〕
北海道旧土人保護法とドーズ法
——ジョン・パチェラー、白仁 武、パラピタ、サンロッター——富田虎男……1

Ⅲ アイヌ救助と世論の喚起
1892(明25)年2月6日付の「北海道毎日新聞」の雑報欄には、北海禁酒会の主催で2月4日に行なわれた「第1回アイヌ演説会」の様を伝えた記事のほかに「旧土人総会」と題して次のような注目すべき記事が掲載されている。⁽¹⁾

十勝外四郡各村三百十戸の旧土人は去月十八日総会を開き旧來土人取締上の悪弊を一洗し今後の取扱方及び施政の改良法に就て請願書を其筋に差出さんため大津藏之助氏を代人に撰舉せしに同氏も心能く承諾し推原郡長へ願意を述べ廿二日一篇の願書を差出せり

これはアイヌ自身が、大集を開いてこれまでの対アイヌ行政の改善を要求して声をあげた一例として注目に値する。その際「代人」に和人を立てざるをえなかったところに、当時アイヌがおかれていた困難な状況と制約的条件が反映されているが、それでもなお幾多の障害を乗り越えて「請願書を其筋に出した」310戸のアイヌの主体的な決断と集団的な行動力には、目を見張らせるものがある。これはたまたま新聞紙に見出したものに過ぎず、他にもこれと同じような運動が展開されたであろう。その発掘と運動全体の総合的な把握は今後の課題に属する。

北海道土人陳述書

拜啓、陳ハ曾テ北海道ノ事情ニ通スル某ナル者、從來全道ニ於ケル当局者ノ土人ニ対スル処置、頗ル当ヲ失スルヲ慨シ、審ニ其情況ヲ議會ニ訴ヘ、議會ヲシテ政府ニ之カ救済ノ策ヲ立テシメントスルノ目的ヲ以テ、今回土人一人ヲ從ヘ、貴族院議員ノ多人數相集レル席ヘ來リ、即チ別紙ニ記載スルカ如キ旨趣ヲ縷々陳述いたシ、議員ノ斡旋ニ依リテ之ヲ議會ニ提出セン事ヲ出願いたし候、然レトモ熟ラ考フルニ、事實ノ真否固ヨリ信シ難ケレバ、小生共ニ於テ暫ラク之レカ提出ヲ差止メ、一応彼等陳述ノ要旨ヲ貴覽ニ入レ、然ル後チ徐ニ事ヲ計ラント存シ、茲ニ該陳述書ノ写シ一通相添ヘ、右ノ次第申進候、果シテ陳述書ノ如ク候ヤ、若シ幸ニ如斯事實無之候ハ、小生共ニ於テモ右ノ事ヲ議會ニ提出スルヲ好マサル儀ニ候ヘハ、何卒道庁ニ於テ該陳述書ニ対スル詳細ナル弁明書御調製ノ上、小生共手許迄御送達被下度、左候ヘハ御弁明書ノ趣旨ニ基キ、陳述者ニモ篤ト合点参リ候様可申聞候間、至急何分ノ御返答ニ預リ度、此段得貴意候、敬具

明治二十八年二月十八日

北海道協会ニテ

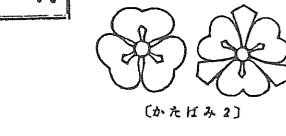
富田鉄之助
小澤武雄

北垣国道殿

○アイヌ演説 北海禁酒會アイヌ矯風部の第一回演説會は一昨四日午後六時北水協會樓上にて開かれたり本日は寒氣劇甚なりしも天氣朗晴なりし上アイヌ人、英人及び日本理學士の演説あるをもて聽衆は五時頃より押掛け五時半頃には早已や樓上一杯になり開會のときは階段の上にて聽衆充滿し四分の一ほどの人は立ちたるまゝ身動きも出來ざる程に見受けたり會頭伊藤氏は開會の趣意を例の雄辯にて述べアイヌ種族に對して深き同情の感を起さしめたり次で演壇に現はれしはパロピタと云へる有珠のアイヌ人にしてパチエラー氏通譯の爲め共に壇に上りしがアイヌ種族に關するアイヌ人の思想なれば珍らしく感ぜられたり神保理學士のアヌを内外兩面より觀察したる談は証例適確にして中々面白く本題なる天壇アイヌの情態は日本にも斯の如き憐れなる種族の人あるかと坐るに惻隱の念を發せしめたりパチエラー氏はアイヌの歴史に就て面白をかしく演べられし故笑ひをよめく事屢々なりし尙は同部にては今後益々盛んに同様の會を開きて運動する由にてアイヌ救済の方法の第一着手として先づ彼等に禁酒を勧め加減乗除位の算數と數字いろは位の容易なる文字を授け自墮落し又狡猾なる商人に欺かれざる様務むるなりと予同夜の來會者は充分四百名はありたり

本日 辨
アイヌ演説
北水協會樓上
五時開演

となく背部には金色にて紋カクバミの大なる紋を付け肩をも慰み居れりと



かたばみ(節草)①カタバミ
科の多年草。全世界に分布

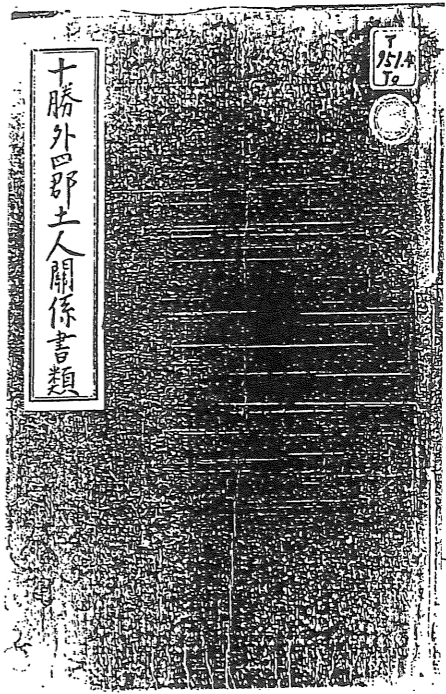
アイヌ民族、自営を束縛され困難 共有金使用を請願、何らの沙汰なし

本年冬期は飢餓に迫る 鮭漁業の自営、雪中の食料に 漁場自営願

郡長はただ一条の応じない われらアイヌは相当の財産があるのに、束縛に苦しみ、自営活計

を妨げられ、重罪人の治産を禁じられたもののようにだ

『進北海道史』の文章 札幌製糖と北海道製麻の破綻 「世の指弾をあびた」 保護制度が必要?



十勝外四郡土人関係書類

出願数拾件ノ内、至急ヲ要スルモノ、左ノ如シ

一 右詳細方法書ヲ以テ請求ノケ条ヲ、区分致シ、一月ヨリ出願候得共、只一ヶ条モ分明ナラズ、権原郡長ハ事ヲ左右ニ托ス、宜敷延引シテ毫モ願ミザルニ付、殆ト困難仕候、吾等旧土人ハ相当ノ財産アルモ、压制セラレ、束縛ノ下ニ苦シミ、自営活計ヲ妨ケラレ、重罪人ノ治産ヲ禁セラレタルモノノ如ク、情実明細ハ郡長へ差出置候間、御賢察ノ上、至急郡長ニ処分為致候様御命令被成下度、若本年鮭漁業ノ期ヲ失スル時ハ、三百拾式戸無業ニ苦シミ、雪中ノ飢死ヲ免レザルニ就キ、電報ヲ以テ御救護ヲ達セラレ度、謹奉願上候也

二 伸、長官昨年御巡回ノ時、情実ヲ述ベ出セラレ、爾来出願怠ラザル共、前書ノ如ク遂ニ今日ノ切迫ニ相成候間、御賢察之程奉願候

十勝外四郡各村旧土人 惣代 大津蔵之助(印) 内務部長 遠藤達殿

東縛ノ下ニ苦シミ、自営活計ヲ妨ケラレ、重罪人ノ治産ヲ禁セラレタルモノノ如ク、情実明細ハ郡長へ差出置候間、御賢察ノ上、至急郡長ニ処分為致候様御命令被成下度、若本年鮭漁業ノ期ヲ失スル時ハ、三百拾式戸無業ニ苦シミ、雪中ノ飢死ヲ免レザルニ就キ、電報ヲ以テ御救護ヲ達セラレ度、謹奉願上候也

三 伸、長官昨年御巡回ノ時、情実ヲ述ベ出セラレ、爾来出願怠ラザル共、前書ノ如ク遂ニ今日ノ切迫ニ相成候間、御賢察之程奉願候

内務部長 遠藤達殿

< 資 料 >

〔紹介〕 十勝アイヌ民族の十勝川共有漁場自営・共有財産取り戻し運動史料

—「十勝外四郡土人関係書類」

(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵) から—

井上 勝生 (解説)

出願数拾件ノ内、至急ヲ要スルモノ、左ノ如シ
一 旧土人御保護ノ義、釧路郡役所へ御任セテ来、自営ヲ束縛セラレ困難仕候、現二本年ハ三百十式戸、農具、種物無之ニ付、共有金ノ利子カ亦ハ現金ニテ、種物其他購求保護之義、三月中出願候得共、未タ何等ノ沙汰モ無之、遂ニ播種ノ季ヲ失へ、各村休業仕候間、本年ノ冬季ハ飢餓ニ迫ル疑ナシ、依テ旧土人共同鮭漁業自営致シ(割注「自営方法書ハ郡長ニ差出置候」雪中ノ食ニ充ツル貯魚、蓄米致度候ニ付、漁場取戻ノ件

一 右詳細方法書ヲ以テ請求ノケ条ヲ、区分致シ、一月ヨリ出願候得共、只一ヶ条モ分明ナラズ、権原郡長ハ事ヲ左右ニ托ス、宜敷延引シテ毫モ願ミザルニ付、殆ト困難仕候、吾等旧土人ハ相当ノ財産アルモ、压制セラレ、束縛ノ下ニ苦シミ、自営活計ヲ妨ケラレ、重罪人ノ治産ヲ禁セラレタルモノノ如ク、情実明細ハ郡長へ差出置候間、御賢察ノ上、至急郡長ニ処分為致候様御命令被成下度、若本年鮭漁業ノ期ヲ失スル時ハ、三百拾式戸無業ニ苦シミ、雪中ノ飢死ヲ免レザルニ就キ、電報ヲ以テ御救護ヲ達セラレ度、謹奉願上候也
二 伸、長官昨年御巡回ノ時、情実ヲ述ベ出セラレ、爾来出願怠ラザル共、前書ノ如ク遂ニ今日ノ切迫ニ相成候間、御賢察之程奉願候

十勝外四郡各村旧土人 惣代 大津蔵之助(印) 内務部長 遠藤達殿

共有財産の管理 土地問題とともに、道庁のアイヌ政策に疑惑をいだかせたのは、アイヌ共有財産の管理の仕方であった。その「北海道旧土人保護法」制定をめぐる議会の質疑のなかで、政府委員は共同財産を三つの種類にわけ、説明している。第一は三県時代に宮内省および文部省から下付された教育基金であり、約三〇〇〇円を有したが、三県のあいだで使用方法について意見が一致せず、そのまま預金されて明治三一年当時六〇〇〇円ほどになっていた。これに類するものとして明治一四年の御巡幸にあたって下賜された九二五円余の金があり、白老・勇払・沙流諸郡のアイヌに分配されたが、これらもむなしく保管され、一部は学校・病院の建築費などに寄付されてしまった。第二はアイヌの共同事業から生み出された共有財産で、当時問題となったのは十勝アイヌの共有財産であった。開拓使は、漁場持戻以後の数年間アイヌの共同事業として官の保護のもとに漁場を経営させたが、その事業の利益や漁場を賃手した収入が蓄積して三万余円となり、三県から道庁へ、さらに囑託された保護管理者によって管理されていた。当時もとも問題となったのは三県から道庁にかけて官庁がこれを保管した時期についてであった。とくに、共有財産をもつて共同運輸会社(のち日本郵船会社)の株を買ひ、道庁時代にはこれを札幌製糖・北海道製麻の二会社の株に替えたため、両社の破綻によって共有財産をいちじるしく滅殺したという事実は、世の指弾をあびたのである。これに類する共同事業による財産は、対雁アイヌ、色丹アイヌのものなどがあり、保護会社株券への変換によって損失をうけた他の例には浦河・様似両郡アイヌの共有財産がある。第三にあげられたものは、少額ではあるが沙流郡のアイヌが共同貯蓄した三〇〇円余の金である。のちのべるように、議会の質問書では原因不明のまま寄託した共有金が減少し、残金も恣意的に費消されたとしているが、これに関しては当局の弁明もあって、必ずしも他への恣意的な流用と言いきることはできない。

これらの三件はいずれも帝國議會で指摘され攻撃された事実であるが、要するにアイヌ共有財産は、官庁や官吏個人が寄託された場合にはその管理が適正を欠き、または全く活用されないまま死蔵され、これを民間有力者の管理にゆだねた場合には種々の不正や弊害を生じたのであって、共有財産を確実に保全しアイヌの福祉に活用するための制度と誠意を欠いていたことは、否定できない事実であった。

以上のような、土地問題と共有財産管理に象徴的に行われているようなアイヌの窮状にたいして、一般の認識がひろがるにつれて、一方で道庁当局にたいする批判がおこるとともに、なんらかの保護制度が必要であると主張もまた強まってくるのである。

中川(郡)アイヌ民族財産保管組合同規約 アイヌの自治運動

財産台帳は何時でも閲覧できる 官庁に委任できない時は 残る半額は各戸に配布
 役員(総代人 取締役 組頭 雇員) 役員は無給料 雇員 一ヶ年一〇〇円以内
 出張費規程 組合支出(租税 地方税 村費 組合費用) 組合協議会
 橋口文蔵 薩摩藩士 戊辰戦争 アメリカ留学 マサチューセッツ農学校
 北海道庁理事官・札幌農学校校長 日清戦争 台湾總督府民政局殖産部長
 札幌製糖会社からの電報 北海道アイヌ文化保存協会と吉田(菊太郎)の印



中川郡旧土人財産保管組合同規約
 アイヌの自治運動

中川郡旧土人財産保管組合同規約

- 第一条 十勝国中川郡十勝村外九ヶ村旧土人百三十五戸は、その共有の財産、収益金を保管せんがために、組合を設け、中川旧土人財産保管組合と称す
- 第二条 組合期間は、明治二十七年より同三十一年迄、五ヶ年とす
- 第三条 組合保管の財産ならびにその所有者人名は、詳細に財産台帳に登録す
- 第四条 財産保管の方法、左の如し
- 一 現金は、銀行に預金となし、漁場、地所、建物は、相当の方法を以て賃貸するものとす
 - 二 馬匹は、相当の方法を設け、蕃殖を図るべし
 - 三 現金出納は、従来の如く、所轄郡長、又は戸長に出願の上委任し、組合の保護監督を受くるものとす
 - 四 前項、官衙に委任し能はざる時は、適當の方法を設け、十勝郡大津村に於て相当資産を有し、信用ある者二名に委託し、且つ郡長、又は戸長に出願の上、その監督を受くるものとす
 - 五 前二項により委任すべき条項、左の如し
 - 一 現金出納に関する事
 - 一 漁場、地所、建物の貸付料、及び貸金、預け金取立の事
 - 一 現金を銀行に預くる事
 - 一 株券その他の証書類を保管し、株金、預け金、貸金等の利子ヲ取立ツル事
 - 六 前項取扱に係る諸費の支出其他、現金の出納に関する件は、毎年数回、出納被任者より報告を受くる
 - 七 第一項の手續を為したるときは、直ちに出納被任者に報知し、且つ証書類あるものは之れを回致す
- 第五条 組合財産の収益金は、第十二条の諸費を支払ひ、残余の半額は、元金に組入れ、残半額は、その共有者、各戸に配当すべし
- 第六条 組合に左の役員を置く
- 一 組合総代人 一名
 - 一 取締役 二名
- 組合協議会において選定す、組合一切の事務を処理す、その任期を式年とす
- し、惣代人事故あるときは、その代理をなす、任期は、前に同じ

一 組頭 一〇名

従来乙名(ヲテナ)を以て、是れに充つ、左の各所に各一名を置き、常に此規約内におけるその組合の諸事を扱はしむ

十勝村、信取村、蓋派村・幌蓋村両村、本別村、蝶多村、止若村、咄別村、白人村、幕別村、字ボンサツナイ、

一 雇員 壹名

組合協議会に於て和人を選定し、組合惣代人は、期限を定め、第七条範囲内の給料を以て雇入るべし、雇員は、組合の事務を取扱ひ、また惣代人の依頼に依り、権限を定め、組合惣代人の代理人となることあるべし、雇員は右事務を扱ふの外、此組合に加入せる旧土人に係る公用を弁理するの義務あり

第七条 役員は、雇員を除くの外、すべて無給料とす 雇員には、老ヶ年、給料金百式拾円以内を支給す

第八条 此規約に規定せるもの及び左に掲ぐる費用を除くの外、組合事務に関する費用は一切支弁せず

- 一 電信料、郵便税、一時多数を要する用紙類代、組合必要の印判ならびに書類・函代

第九条 雇員は相当の身元保証人を要す

第一〇条 役員組合の事務を帯び、中川郡各村へ出張・巡回するときは、老日金式拾五銭、他郡へ出張のときは、同金參拾銭を支給す、但し雇員は実費を支給す

第一条 第五条の配当金は、組合惣代人において出納被任者より請取り、各戸に配当すべし

第二条 組合より支出すべき諸費は、左の如し

- 一 財産に対する租税、組合員百三十五戸一般に係る地方税、村費、出納被任者の出納取扱に係る諸費

此規約に定めたる諸費、ならびに組合一般に関する費用

第三条 前条第一項の費用は、出納被任者に委託し、直ちに其筋へ納入せしめ、第貳項諸費は、組合総代人において出納被任者より請取り、支払をなすべきものとす

第四条 組合総代人において取扱たる事は、翌年壹月、各組頭に報告すべし

第五条 組合総代人の必要とするとき、または組頭半数以上の請求あるときは、組合協議会を開くべし

第六条 組合協議会は、組頭およびその他の役員を以て成り、規約の訂正、更定、その他此規約外に係る諸件を議定す、但し会員七名以上集會せざるときは開かず

附則

第拾七条 組合事務所は、当分組合雇員の私宅内とす

第拾八条 第四条第四項の場合には、その方法および適任者選定等の件は、組合協議会に任かす

第拾九条 組合に係る諸帳簿、諸証書類、金品等にして、総代人の主管に属する者は、常に組合事務所雇員に於て保管し、其重要なものは保管の証書を総代人に交付し置くものとす

第拾拾条 左の書類は、必ず惣代人自己において保存すべし

- 一 前条保管証書、雇員雇入証并身元保証書、此規約書謄本

吉田菊太郎資料目録Ⅱ

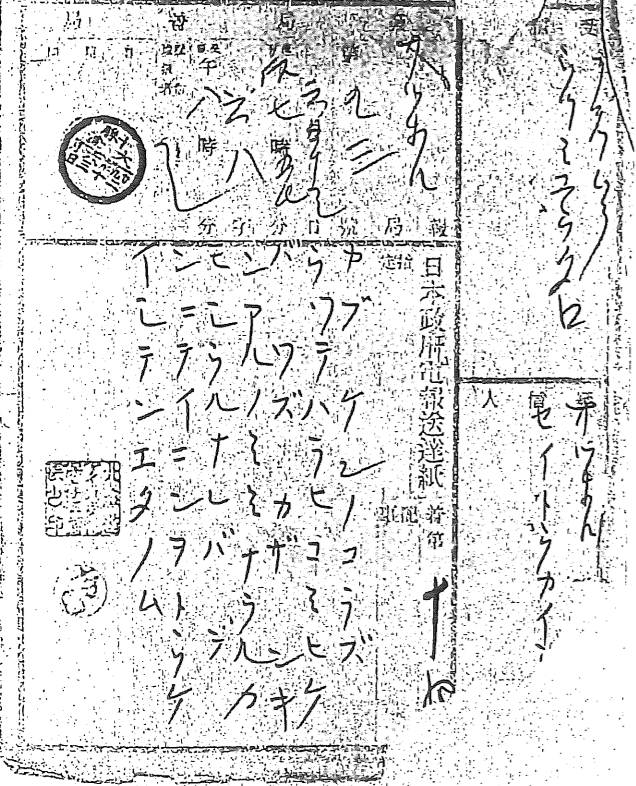
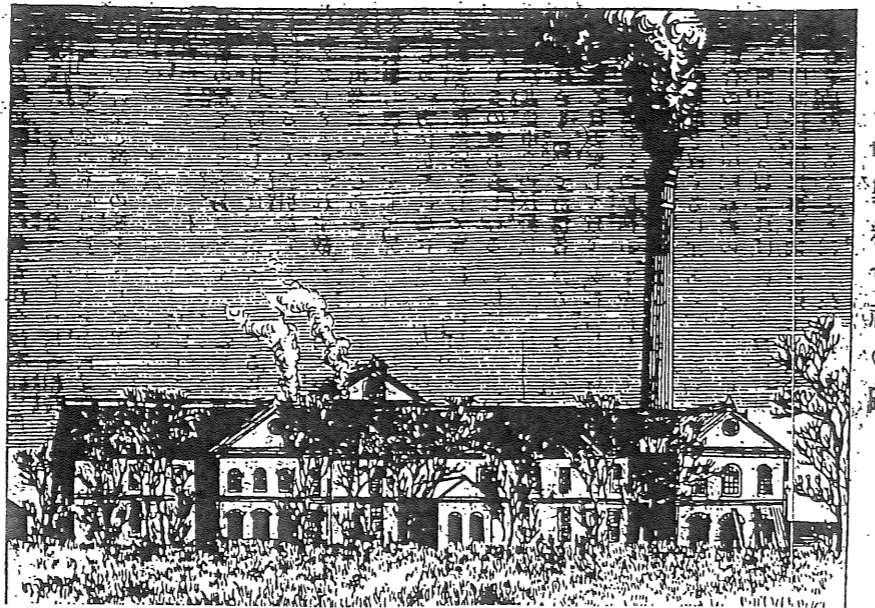
年月日/1998(平成10)年2月27日
 /幕別町教育委員会

橋口文蔵 履歴書

嘉永六年(一八五三) 薩摩藩鹿児島二本松馬場 生れ

明治一年	戊辰戦争に上京
明治四年	鹿児島藩兵として上京、鹿藩置県
明治九年	米国に留学 マサチューセッツ農学校
明治一二年五月	米国留学中 官費生徒任命
明治一四年六月	マサチューセッツ農学校卒業 農学士
明治一四年八月	開拓使御用掛
明治一六年三月	紋蔵(モンベツ)製糖所長兼助
明治一九年二月	北海道庁理事官
明治二〇年	北海道庁理事官
明治二二年一月	札幌農学校校長兼北海道庁三等技師 (第四代校長)
明治二二年三月	北海道庁理事官兼札幌農学校校長
明治二三年三月	北海道庁第二部長
明治二四年八月	免兼官
同年八月	前官非職
同年八月	免本官
明治二七年八月	メキシコ移民地探検囑託
明治二八年三月	日清戦争 大本営付き のち澎湖島行政長事務官
明治二八年五月	台湾總督府民政局殖産部長
明治二九年四月	非職
明治三三年三月	日本麦酒株式会社監査役
明治三六年八月	没

(橋口文蔵遺事録「略伝」履歴書)



北海道旧土人保護法について 明治二十九年 保護法前夜の十勝アイヌ
 一万五千坪以内（五町歩） 税・墾成期間猶予（「特別の保護民」扱）
 譲渡、質権、抵当権、地上権、永小作権、地役権、留置権、先取特権の禁止 其の意味
 共有財産使用目的の限定（種子、薬価、生活救助）
 北海道庁長官の管理専権（処分、分割拒否、指定）

（カタカナをひらがなに直した）
 北海道旧土人保護法（公布 明治三十二年三月二日 法律第二十七号）
 朕帝國議會の協賛を経たる北海道旧土人保護法を裁可し、ここにこれを
 公布せしむ（総理・内務大臣副書）

第一条 北海道旧土人にして農業に従事する者、または従事せむと欲する者には、一戸に付き、一万五千坪以内を限り無償下付することを得
 第二条 前条により下付したる土地の所有権は、左の制限に従ふものとす
 一、相続によるの外、譲渡することを得ず
 二、質権・抵当権・地上権、または永小作権を設定することを得ず
 三、北海道庁長官の許可を得るにあらざれば、地役権を設定することを得ず
 四、留置権・先取特権の目的となることなし
 前条により下付したる土地は、下付の年より起算して、三十箇年の後にあらざれば、地租および地方税を課せず、また登録税を徴収せず、旧土人に於て従前より所有したる土地は、北海道庁長官の許可を得るにあらざれば、相続によるの外、これを譲渡し、または第一項第二および第三に掲げたる物権を設定することを得ず
 第三条 第一条により下付したる土地にして、その下付の年より起算し、十五箇年を経るも尚開墾せざる部分は、これを没収す
 第四条 北海道旧土人にして貧困なる者には、農具および種子を給することを得
 第五条 北海道旧土人にして疾病に罹り、自費治療すること能わざる者には、薬価を給することを得
 第六条 北海道旧土人にして疾病、不具、老衰または幼少のため、自活すること能わざる者は、従来の成規により救助するの外、これを救助し、救助中死亡したるときは、埋葬料を給することを得
 第七条 北海道旧土人の貧困なる者の子弟にして就学する者には、授業料を給することを得
 第八条 第四条ないし第七条に要する費用は、北海道旧土人共有財産の収益をもつてこれに充つ、もし不足あるときは、国庫よりこれを支出す
 第九条 北海道旧土人の部落をなしたる場所には、国庫の費用をもつて小学校を設けることを得
 第十条 北海道庁長官は、北海道旧土人共有財産を管理することを得
 北海道庁長官は、内務大臣の許可を経て、共有者の利益のために、共有財産の処分を為し、また必要と認むるときは、その分割を拒むことを得

北海道庁長官の管理する共有財産は、北海道庁長官これを指定す
 第十一条 北海道庁長官は、北海道旧土人保護に關して、警察令を發し、これに二円以上、二十五円以下の罰金、もしくは十一日以上、二十五日以下の禁固を付することを得
 付則
 第十二条 この法律は明治三十二年四月一日より施行す
 第十三条 この法律の施行に關する細則は内務大臣これを定む

- 第五号
 領収証
 一 製麻会社株式 壹千四枚 十七枚
 老百円株 參枚
 此金額一万七千三百円
 製糖会社株式 六百二十円株 十六枚
 三百十円株 壹枚
 此金額壹万貳百參拾円
 八通
 貸付証書
 此金額四千七百八拾七円九十七錢六厘
 但返納未済金額
 旧土人へ貸金人名書 拾冊
 此金額千九百七拾七円八十錢五厘
 但返納未済金額
 右正領収候也
 明治廿三年十月七日
 井上勝生「史料紹介『北海道土人陳述書』」
 一 アイヌ陳述に対する北海道庁弁明書（一八九五年）
 『北海道アイヌ民族文化研究センター研究紀要』第5号 一九九九年

（28） 7月9日 委任状（写）
 拙者共、旧土人ニシテ、無学ナルヲ以テ、公私ノ諸用ニ差支ノ義有之、且ツ農業・漁業ノタメ各自散稼致居候ニ付、其都度公私諸用処弁スルノ間暇無之候ニ付、拙者共一同協議之上、十勝国同郡大津村番外地住、大津藏之助ヲ以テ代理人ト定メ、左ノ訴代理ヲ致度候事
 一 旧土人一同ニ關スル公私一般ノ用事、処弁スルノ件、諸税上納手續キ一切ノ事
 一 拙者共一同ニ關スル諸領向届並ニ共有金請求、共同漁場取戻シ、本年ヨリ共同漁業着手スル件
 一 拙者共、是迄官庁ニテ保護ノ名義ヲ以テ取扱中ノ共有金、其利子漁場賃等、收支清算殘金ノ請求ノ件
 右代理委任状、依テ如件
 十勝国十勝郡別所村旧土人
 ハツロウ ○
 エハセアイノ ○
 同中川止若村
 エタクベトン ○
 同 同猿別村
 サエコトク ○
 同 蝶多村
 エカソツクル ○
 同 マカンヘツ村白人村
 アリタク ○
 同川東郡ケナシハ村
 クエラカアイノ ○
 同川西部伏古別村
 トレツ ○
 同乙更村
 トミシル ○
 イサカンレ ○
 同中川郡旅來村
 チヤウトル ○
 リクンテキ ○
 シヨブトイ ○
 レキサニ ○
 ホンヘツ村
 コロウエニタク ○
 ホン札内村
 キラコタアイノ ○
 メムロブト村
 チヤロマ ○

右写之通り相違無之候也
 十勝郡大津村 大津藏之助
 明治廿五年七月九日

保護法前夜の十勝アイヌ民族
 農・漁民アイヌと金融、馬三〇・二〇頭所有アイヌ（中浦幌アイヌ）
 フラオ・ハローとアイヌ、大豆販売（豊頃、白人アイヌ）
 五町歩からさらに開墾（白人アイヌ）
 和人の開墾民、富農半沢一七町歩自作、また五町歩から七、八町歩

北海道殖民状況報文十勝國之部目次

例言
 一 當報文ハ本廳事業手河野常吉同一色藤之助ヲシテ之レヲ擔當セシメ明治三十一年八月初旬ヨリ九月初旬ニ至ルノ間實地ニ就テ調査シ明治二十九年本廳囑托員成田軍平ノ調査スル所及ヒ官廳ノ公文舊記等ヲ参照シテ編纂セル所ナリ

商業

農民漁民ハ資力乏シク概ネ商家ヨリ多少ノ債務物品代ヲ負ヒ收穫ノ後産物ヲ委託販賣シテ精算ス商家モ亦資力乏シキヲ以テ概ネ函館商人等ニ向テ負債勝チナルヲ常トス金利ハ信用アル者ハ一月月ニ付二分以下ナレトモ多シハ三分内外トス甚タシキハ五分以上ニ達スルモノアリ金融機關ハ未タ備ハラス故ニ金融ノ調和ヲナス能ハス又爲替ノ如キモ甚タシキ不便ヲ感セ

中浦幌原野

其他ノ牛ハ冬期間舍飼シ馬ハ昆布刈石ノ官林ニ放牧ス其他大津村ヨリ轉任セシ渡邊某ハ土産南部種合セテ馬七十餘頭ヲ有シ又アイヌ下澤與助ハ土産馬三十頭牛二十頭ヲ有シ又アイヌイコセハ土産馬二十頭牛十八頭ヲ有シ共ニ官林原野ニ放牧セリ

豊頃原野

アイヌ保護地 桑名農場ノ南宇タンネオタハ古來アイヌノ居住地ニシテ現在戸數二十九戸アリ明治二十九年アイヌ保護ノ爲メ四十萬三千六百八十坪ヲ豫定存置セリ草原地多ク地味最モ肥沃ナリ同三十年ヨリ専ラ開墾ニ従事スル者アリ目下一町歩乃至二町歩ノ墾成地アル者數戸アリアラオ「ハロー」ハ大津村アイヌンブトイヨリ借り輪換使用セリ其作ル所ハ黒大豆ヲ主トシ黍稷玉蜀黍蔬菜類之レニ次ク黒大豆ハ皆之レヲ穀商ニ販賣セリ近年和人の開墾盛ナルヨリ之レニ刺撃セラレテ大ニ墾勦ニ意ヲ用フルニ至リシモノ、如シ又和人三戸ハアイヌノ地ヲ借りテ小作ヲナシ其小作料一反歩一圓ノ約定ナリ
 以上舉タルカ如ク大地積貸付者ハ之レヲ小農民ニ比スレハ成績何レモ不真ナリ小農民中ニハ大津商人ノ仕込ヲ受テ開墾ヲナスモノアレドモ又全ク獨力ニテ其業ヲ營ムモノアリ

白人原野

アイヌ保護地 イカンベツ川ノ西トベツ川ノ北ニアイヌノ保護地三十一萬五千五百餘坪ヲ設ケ草原地多ク又樹林地ヲ混ス地味最モ肥沃ナリ白人幕別兩村ノアイヌ凡三十餘戸部落ヲナシ皆農業ニ従事シ平均一戸一町歩餘ヲ墾セリ就中アイヌ幸太郎アマイタキノ兩人ハアラオ「ハロー」テ有シ既ニ五町歩内外ノ地ヲ開墾シ其他二三町歩ヲ墾スルモノ少ナカラス農作物ハ大豆ト主トス又和人ニシテアイヌノ保護地ヲ借りテ小作ヲナスモノ十戸アリ一反歩ノ小作料一圓トス

旅來原野

單獨小農 小農民ハ道路ニ添テ散在ス貸付地積ノ最モ多キハ半澤常松ニシテ五方餘坪アリテ目下十七町歩ノ自作ヲナシアラオ「ハロー」客々ニ臺除草器一臺馬七頭ヲ使役シ常雇二名ヲ置キ播種收穫ノ際ハ特ニ人夫數名ヲ雇フト云フ其他五町歩乃至七八町歩ヲ耕作スル者二十餘戸又三十年頃ニ移住シタル者モ大抵二三町歩ヲ耕作セリ同三十一年ノ移住者中ニハ既ニ他ノ地ニ於テ土地ノ貸付ヲ受ケ一時當村ニ於テ既墾地ヲ借り受ケ小作ヲナス者多シ其小作料ハ一反歩一圓ヲ普通トナシ高キハ一回二十錢ニ至ル農作物ハ黒大豆ト主トシ黍大麥馬鈴薯蕎麥等之レニ次ク又大津市街ニ近キヲ以テ蔬菜ノ栽培ヲナシテ販賣スル者多シ目下移民ノ開墾セル所ハ地味大抵肥沃ナリ

内村鑑三論説 「石狩川サケ減少の原因」

石狩川 本邦の首位 質は西別川と扱捉 漁獲高・一百万匹・二十万円、約五十年前・全川至る所サケ 明治十四年・未曾有の薄漁

石狩川鮭魚減少ノ原因

内村鑑三全集 1 第四回配本(全三八巻) 一九八一年一月二三日 発行

明治十七年五月廿四日 『大日本水産会報告』26号 署名 内村鑑三

夫レ河流ノ良否ヲ判別スルハ雷ニ其大小ト水量ノミヲ以テテス可カラズ 宜シク其生産力ノ多少ニ依テテ之ヲ決セザル可カラザルハ諸君ノ知所ナリ

今ヲ距ル二十年 前日幕臣荒井金助ナルモノ石狩川筋取締タリシトキ川筋一休ノ不漁トナリシ事アリ 其根源ヲ探リシニ其頃石狩寒ノノ豊平、琴似ノ西川ニ漁場ヲ開キシニ起因セルヲ発見セシヲ以テ敵ニ捕魚ヲ禁ジ足輕

第一 種川ノ無定

今ヲ距ル二十年 前日幕臣荒井金助ナルモノ石狩川筋取締タリシトキ川筋一休ノ不漁トナリシ事アリ 其根源ヲ探リシニ其頃石狩寒ノノ豊平、琴似ノ西川ニ漁場ヲ開キシニ起因セルヲ発見セシヲ以テ敵ニ捕魚ヲ禁ジ足輕

第二 漁場ノ増加

旧幕ノ時代ニ在テハ石狩川ノ漁業ハ全ク「〇十五」「メ」二家ニ属シ漁場ノ数三十一ヶ所ニ過ギズシテ「〇十五」印ノ持場十八ヶ所、「メ」印ノ持場十三ヶ所ナリシ 然ルニ明治年間ニ至リ人民自由ニ漁場ヲ設クルヲ

第三 漁具ノ改良

十七年前迄用キシ所ノ漁網ハ其制甚ダ粗悪ニシテ一日僅カニ六回ノ使用ニ過ギザリシモ近年ニ至テハ製網完全ニシテ使用甚ダ輕便トナリ(此改良ハ越後人ノ一工夫ニ出デシト云フ)一日十二回用ユルヲ得ルニ至レリ

第四 モウライシツバ境ムエン岬ノ建網

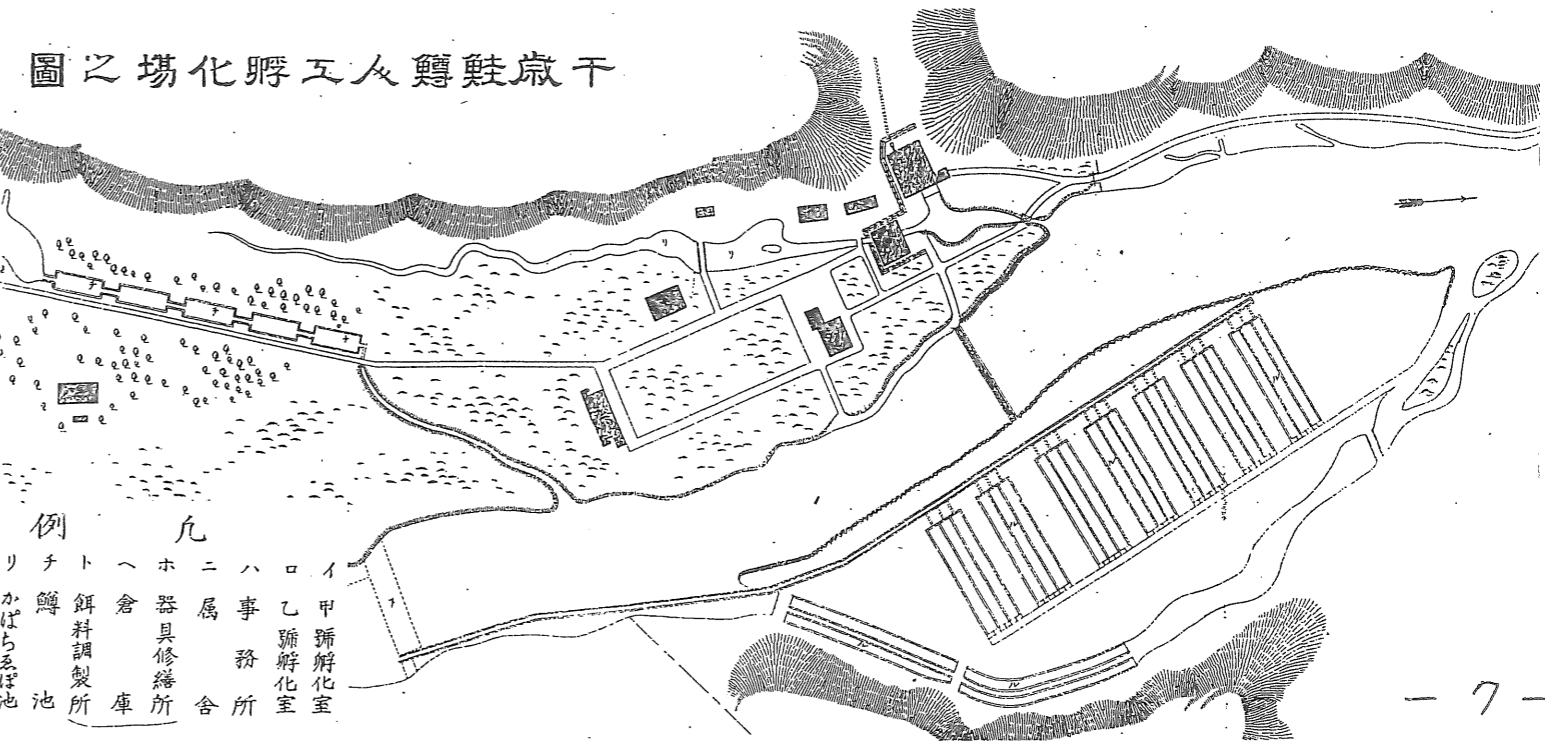
ムエン岬ノ建網タル近年新ニ開場セシモノニシテ昔時ハ漁業嚴禁ノ場所ナリキ 土人伝ヘ云フモウライ湾ハ鮭魚ノ遊息所ナルニ湾口ニ建網漁場ノ開設アリシガ為メ鮭魚ノ湾内ニ来ルモノ日ヲ逐フテ減少シ随テ石狩河川ノ鮭魚亦其數ヲ減ジタリト

第五 漁期ノ無制限

石狩川ノ漁業「〇十五」「メ」二家ノ支配ニ属セシトキニ在テハ毎年八月上旬ヨリ十一月月中旬迄ヲ漁業期トナシ此期限ヲ經過セシトキハ如何程漁獲アルモ尽ク網ヲ撤スルノ成規ニシテ若シ漁期例年ニ後レ非常ノ不漁ナルトキハ両家ヨリ更ニ官ニ乞フテ日延ヲ請願シ許可ヲ得テ捕魚セリ

綴じ込み図(部分) 明治29年・捕魚車

『千歳鮭鱒人口孵化場事業報告』明治33年(1900) 明治21年建設(烏柵舞村官有地)



第六 河口漁場ノ設立

来札、堀神ノ両漁場ハ昔時ニ在テハ鮭魚ノ遊息所ト定メシ場所ニシテ雷ニ漁業ヲ禁ゼシノミナラズ鮭魚ヲ驚カスノ恐アルヲ以テ兩岸ニ人家ノ建築樹木ノ採伐ヲ許サベリシ 抑モ最初此両漁場ノ開設ニ際シテハ漁業者一同ヨリ苦情ヲ申立テシヨリ東岸ニ開場スルニ決シタリ

第七 幌内石炭山ノ開採

ビトヒ漁場持主横山喜三氏ノ説ニ依ルニ岩内川ニハ昔時鮭魚ノ小漁アリシモ石炭山開採以來ハ絶テ一魚ノ湖ルコトナシト 同氏ハ岩内川鮭魚ノ景況ヲ挙ゲテ其妨害アルヲ論ゼラレタレドモ爰ニ之ヲ略ス

彼ノ北海道ハ本邦ノ宝庫ニシテ其ノ富源ハ極メテ多シト雖ドモ鮭鱒兩魚ニ及ブモノナシ 見ヨ石狩一流ノ收穫スラ年々二十余万円ノ多額ニ至リシニアラズヤ 豈其減少スルヲ坐視シテ可ナランヤ